

経営形態論の体系の類型化

高 岡 義 幸

目 次

序 論——法律学的立場に立つ体系

本 論

1. 経済学的立場に立つ体系

2. 経営学的立場に立つ体系

① 資本構造論型の体系

② 運営構造論型の体系

おわりに

序 論

経営形態論の体系は経営形態が論じられるに際して、その本質がどのように具体化されているかという点に見ることができよう。では、その体系の性格は何によって判断されるべきであろうか。一般に、研究は過去の研究の累積の上に築かれる。したがって、一つの経営形態論の体系にも、それがふまえた過去の研究の痕跡が残されている場合が多く見られる。しかし、それらの類型化をする場合には各体系上の最も重点の置かれた諸項目、すなわち、累積された研究の最も先端的領域の比較を優先するのが適当ではなからうか。この方法によれば各体系の性格はまず各々の先端的領域で具体化されている諸項目の名称から区分することができる。さらには、それら諸項目相互間の関係——比重、順序——から各体系の性格の違いをより詳細に区分することができよう。

従来の経営形態の研究を理念的に考察する時、そこには法律学的方法

から経済学的方法へ、さらには経営学的方法へという発展傾向があると考えられる。そして、これらの諸方法の基礎には所有に対する考察視点の相違があり、その発展が経営形態の研究方法の発展にそっていると考えられる。⁽¹⁾この視角から、これまでに唱えられたいくつかの経営形態論の体系を考察してみると、それらはやはり①法律学的立場に立つ体系、②経済学的立場に立つ体系、③経営学的立場に立つ体系という三つの類型に大別することができよう。われわれはこれらの三類型を、経営形態論の体系の類型化における最も基礎的な類型とみなすことができるものとする。

これら三類型の間には、①から②へ、そして更に③へという発展傾向が見られる。したがって、法律学的立場に立つ体系は経営形態の研究の最も初期の段階に見られるものであるが、今日でも経営法学や会社法の研究分野に見ることができる。⁽²⁾この方法の中でも主として法人格の有無やその種類を基準とした体系は、たとえば本谷康人氏によれば次のようになっている。⁽³⁾

1. 個人企業
2. 法人企業
 - ① 社団法人
 - (i) 公益社団法人
 - (ii) 営利社団法人
 - ② 財団法人
 - ③ 特殊法人
 - (i) 労働組合
 - (ii) 農業協同組合
 - (iii) 学校法人など
3. 法人でも個人でもない企業
 - ① 権利能力の無い社団
 - ② 民法上の組合

また、同じく法律学的立場に立つ方法でも主として会社法に則って法主

体性確立の程度や出資者の責任の違いなどによって組み立てられた体系として、たとえば西原寛一氏のものがあり、下記のように⁽⁵⁾なっている。

1. 個人企業
2. 集団企業
 - ① 民法上の組合
 - ② 匿名組合
 - ③ 会社企業
 - (i) 合名会社
 - (ii) 合資会社
 - (iii) 株式会社
 - (iv) 株式合資会社
 - (v) 有限会社

ここでのわれわれの目的は経営学的な立場に立った場合に経営形態論の体系を如何に構築するのが適当かを考察することにある。したがって、法律学的立場に立つ体系に関しては上記の二例を挙げるにとどめ、以下、経済学的立場に立つ体系と経営学的立場に立つ体系に的をしぼって、それらのより詳細な分類を試みよう。

- (1) 言うまでもなく、ここで言う所有とは従来の経営形態の研究分野に現われている所有の考察の仕方⁽¹⁾を指したものであって、通常、法律学や経済学あるいは経営学⁽²⁾の分野で一般的に取り上げられる所有の内容をすべて包含するものではない。
- (2) 拙稿・「経営形態に関する『所有』の考察視点」、広島経済大学経済研究論集、第五卷第二号、1982年6月参照。
- (3) 同じく法律学的立場に立つ方法と言っても、たとえば経営学が未発達時代のものと今日のものとでは多くの違いが見られよう。しかし法律上の特徴の違いを分類基準にしているという点では両者は共通している。
- (4) 本谷康人・経営法学概論、中央経済社、昭和41年、43～56頁参照。
- (5) 西原寛一・会社法、第二版、岩波書店、昭和44年、2～4頁参照。

本 論

経営形態論の体系は経営形態の本質の具体化としてとらえることができる。したがって、各体系のもつ性格の違いは、まずそこに具体化された諸形態の名称の違いからとらえられ、次にはそれらの諸形態間の関係——比重、順序——を考察することによって、各々の体系が経営のどの側面に着目し、何の違いを明らかにしようとしたものであるかがとらえられる。さらには、具体化された各形態に含まれている内容の違いを考慮すれば、それぞれの体系の性格をより詳細に区分することも可能となる。

このような方法に従ってまず経済学的立場に立つ体系の特徴を考察してみると、それを構成する諸形態は社会経済学的立場でとらえた諸問題を念頭に置いて具体化され、位置づけされたものであることがうかがえる。他方経営学的な立場に立つとみなされる諸体系はいずれも個別経済の立場でとらえた個別経済の問題を考慮して具体化された諸形態によって構成されたものであることがわかる。まず経済学的立場に立つ体系の紹介から始めよう。

1. 経済学的立場に立つ体系

この類型に属する例としてはリーフマンの体系があり、それは大略下記のようになっていると解釈できる。

1. 私企業 (private Unternehmungen)
 - ① 個人企業 (Einzelunternehmung), 人的会社 (Personalgesellschaft)
 - ② 資本会社 (Kapitalgesellschaft)
2. 協同組合 (Genossenschaften)
3. 公経営 (öffentliche Betriebe)
 - ① 公営造物 (öffentliche Anstalten)
 - ② 公経済 (öffentliche Wirtschaften)
 - ③ 公企業 (öffentliche Unternehmungen)

4. 混合経済的企業 (gemischtwirtschaftliche Unternehmungen)

- (1) Vgl., R. Liefmann・Die Unternehmungsformen mit Einschluß der Genossenschaften und der Sozialisierung, 2. Aufl., 1921, および増地庸治郎, 榎原覚訳・企業形態論, 同文館, 大正11年参照。

リーフマンは前掲書とは別に「カルテル, コンツェルン, トラスト」というタイトルの著書を持ち, 企業形態と企業結合形態とを一応区別している。しかし, 1927年～1928年にかけてこれら両者が「企業とその結合」という共通の表題の下に統一され, 「企業形態論」がその第一巻に, 他方「カルテル, コンツェルン, トラスト」がその第二巻となった。このことから, リーフマンの企業形態論を広く解釈して, その体系中に企業結合形態も含まれると考えることもできよう。しかしここでは拡大解釈は避け, リーフマンの表現を尊重して狭義に解釈した。ただし, フジオーンとトラストは双方ともそれ自身が一つの企業を表わすので, 企業結合形態であると同時に企業形態の一種でもであるとされている (Vgl., R. Liefmann・Die Unternehmungen und ihre Zusammenschlüsse, Band I, „Die Unternehmungsformen“, Vorwort zur 4. Aufl., Stuttgart, 1928)。

リーフマンの著した「企業形態論」の内容は, ①企業の本質と発展, ②会社企業, ③協同組合, ④公企業および社会化, の四大項目から成っている。①では企業の生成・発展, 企業形態の分類, および企業を中心とする経済社会の利弊等が, ②では証券制度, および資本会社の国民経済的意義等が, ③では国民経済に対してもつ, 協同組合と会社企業それぞれの意義の違い等が, そして④では公経営および公企業 (公私混合経済的企業を含む) の解説, 並びに国民経済の社会主義化に対する反対の主張が論じられている⁽¹⁾。

これらの論述を通して彼が言わんとしていることには二つのポイントがあると考えられる。一つは, いわば産業構造論的な立場から国民経済の構成要素をとらえ, それら各々の国民経済に対する存在意義を対比・解明していくことである。より具体的に言えば, 彼は国民経済の構成要素として私企業を最も望ましいものとする立場から, 私企業とその他の形態——協同組合, 公経営, 混合経済的企業——との対比を行っている。この意味か

ら、彼の体系ではこれら四者が大枠を形成していると言うことができよう。

- (1) 増地庸治郎, 榎原 覚訳・前掲邦訳, 上田貞次郎氏による「序文」参照。
- (2) 「各人が営利活動において最高の貨幣収益を追求することによって行われている経済原則に優る原則は未だ全く発見されていない」としている (R. Liefmann・Die Unternehmungsformen., S. 41, 増地庸治郎, 榎原 覚訳・前掲邦訳, 39~40頁)。ちなみに, リーフマンの言う企業とは「自己の営利を目的とする独立の営利経済」である (R. Liefmann・a. a. O., S. 143, 増地庸治郎, 榎原 覚訳・前掲邦訳, 179頁)。

次に、彼の主張のもう一つのポイントは私企業に焦点を当てて「会社企業の純経済的観察を試み」、その「⁽¹⁾経済的分類を行う」ことである。その際⁽²⁾の分類基準として彼は「企業所有と企業指揮の分離」(以下「分離」と略記)を挙げている⁽³⁾。

そもそも彼の関心は企業規模の段階的拡大の中に「分離」の進展を見ようとする⁽⁴⁾ことにはない。彼は国民経済に重大な影響をもつものとしての「資本会社」に特に焦点を当て、その⁽⁵⁾解明を試みている。そして、「分離」は「資本会社」に固有の特徴に他ならない。そのため私企業の「⁽⁶⁾経済的分類」を行う彼の意図は私企業の中から特に「資本会社」を⁽⁷⁾抽離することにあると考えられる。したがって彼による私企業⁽⁸⁾の分類は「資本会社」形態をその他の形態と対比する構成になっている⁽⁹⁾と言うことができよう。これは、経営学的な立場から、企業の内在的発展論理に基づいて、個人企業から資本会社への発展段階を区分しようとする体系とは異なっている。

- (1) R. Liefmann・Die Unternehmungsformen, 2. Aufl., 1921, S. 49 u. 51. 増地庸治郎, 榎原 覚訳・企業形態論, 同文館, 大正11年, 50~51頁。
- (2) R. Liefmann・a. a. O., S. 50 u. 52. 増地, 榎原訳・前掲邦訳, 50~51頁および53頁参照。
- (3) リーフマンの立場からすれば、企業の所有者が一人であるか、あるいは数人であるかという区別は問題ではなく、法律形式の如何にかかわらず数百人、数千人の所有者から成る大企業すなわち資本会社が存在することが重要である (Vgl., R. Liefmann・a. a. O., S. 50, 増地, 榎原訳・前掲邦訳, 50~51頁参照)。

また、彼の著わした「企業形態論」の第二章（会社企業）はほとんど資本会社の論述にあてられている。

- (4) Vgl., R. Liefmann · a. a. O., S. 52, 増地, 榎原訳・前掲邦訳, 53頁参照。
- (5) 分類の手順としてはまず私企業が個人企業と会社企業に分けられ、次いで会社企業が「分離」の有無によって人的会社と資本会社とに分けられている (Vgl., R. Liefmann · a. a. O., S. 46 u. 51, 増地, 榎原訳・前掲邦訳, 45頁および51～52頁参照)。

また、会社企業を理念的に人的会社と資本会社に分けた場合、現実的にはこれらの中間に位置するものもあることは彼も認めている。しかしそれらも人的会社が資本会社のいずれかに属せしめうるものであって、この二者への区分は「経済的分類」の目的にかなうとしている (Vgl., R. Liefmann · a. a. O., S. 51, 68～69 u. 76. 増地, 榎原訳・前掲邦訳, 51～52頁および75～76頁, 86頁参照)。

このように、リーフマンによる私企業の分類においては、個人企業、人的会社、資本会社の三形態が措定されていると考えられるが、しかしこれらのうち個人企業と人的会社の区別は最初から主要問題とはされていない。したがって、実質的には資本会社とその他（人的会社および個人企業）の分類が意図されているとみなすのがより妥当ではなからうか。

2. 経営学的立場に立つ体系

経営学的立場に立つ体系は、いずれも個別経済の呈する諸現象を個別経済自身の立場でとらえている点に共通性がある。ところが、その諸現象を具体的に何に規定された現象とみなすかは経営学に対する各論者の立場の相違によって異なっている。それは経営形態の本質観の違いとして現われ、これが経営形態論の体系の性格に反映されている。

経営学的立場に立っていると考えられる体系をいくつか検討・分類してみると、それらの中に二つの傾向をとらえることができる。その一つは資本構造を経営諸現象の最も基礎的な形式とみなし、幾種類かの資本構造をもって体系を構成するものである。他の一つは、資本構造面の違いをふまえながらも、経営の運営面をより重視し、運営構造こそ経営諸現象の最も基礎的な形式であるとするものである。したがって、経営学的立場に立つ体系はまず下記の二つの類型に大別することができると考えられる。

① 資本構造論型の体系

② 運営構造論型の体系

言うまでもなく、ここで資本構造論型あるいは運営構造論型という場合、前者は資本構造のみで、他方後者は運営構造のみで経営形態をとらえているという意味ではない。前者においても資本構造に付随する運営的側面の考慮はなされているし、後者においても通例資本構造がふまえられている。したがって両者を区別する基準は資本構造と運営構造のいずれをより重視しているかという点にあるということもできよう。このように、重点の置き方こそ違え、相互に他方の要素を内包する二つのグループを相対的に独立した類型とみなすのは、それぞれの類型に属する諸体系が最も重点を置いている領域、すなわち、その体系上に表わされた累積的研究の先端的領域の違いにまず着目してその体系の性格をとらえようとしていることによる。

ここに措定された二つの類型内ではそれぞれ独自の論理にもとづいた発展が見られる。その意味で、歴史上資本構造論が先に現われ、その後運営構造論が現われたとは一概には言えない。しかしながら、運営構造論は通例資本構造論を前提とし、それをふまえていると考えられる点から、論理的には資本構造論が先で、その上に運営構造論が築かれていると言うことはできよう。

以下、これら二類型についてさらに詳細な分類を試みてみよう。

① 資本構造論型の体系

この類型に属する体系は資本構造を出資者間の契約にもとづく所有形態とみなすタイプと、個別資本の形成に際しての出資の結合形態とみなすタイプに分けられる。前者は経営形態を選択するための資料提供を目的としている。そのため出資者間の契約関係の複雑化に伴う所有形態の発展にそった体系構成がなされている。他方後者においては資本構造の発展が資本の論理に基く個別資本の発展としてとらえられ、しかもそれが資本主義の

発展にそって展開されている。これに属する体系はさらに個別形態に重点を置くものと、企業間の結合形態に重点を置くものとに分かれる。後者は特に第二次大戦後の経済状況に着目したもので、そこでは多国籍企業や社会主義企業への考察領域の拡大が見られる。

①—1 資本構造を出資者間の契約に基づく所有形態とみなすタイプ

この類型の一例はたとえば下記のクロスの体系に見られる。⁽¹⁾

1. 単純形態 (symple types) 又は基礎形態 (basic types)

- ① 単独所有 (sole ownership)
- ② パートナiership (partnership)
- ③ パートナiership・アソシエーション (partnership association)
- ④ ジョイント・ストック・カンパニィ (joint stock company)
- ⑤ マサチューセッツ・トラスト (massachusetts trust)
- ⑥ コーポレイション (corporation)

2. 企業間関係 (inter-relationship types)

- ① アグリーメント (agreement)
- ② プール (pool)
- ③ トラスト方式 (trustee device)
- ④ コミュニティ・オブ・インタレスト (community of interest)
- ⑤ ホールディング・カンパニィ (holding company)
- ⑥ コンソリデーション (consolidation)

この体系は最も基礎的には資本規模の拡大にそったものであり、⁽²⁾ それに伴う出資者間の所有形態の発展にそって構成されている。そして各形態に特有の支配、危険、利益分配などが対比されている。また企業結合形態も資本集中や独占問題としてよりは、むしろ企業間の関係を最も有効かつ能率的に調整する手段としてとらえられており、⁽³⁾ その高次化にそった展開がなされている。なお、このタイプの体系は私的資本の企業形態選択を念頭に置いたものであるためそこでは公企業や協同組合は全く取り上げられ

ていないか、あるいはもし取り上げられても、ほんの付け足しにすぎない場合が多い。

- (1) cf., M. C. Cross · Types of Business Enterprise, Prentice-Hall Inc., 1928.
- (2) cf., M. C. Cross · *ibid.*, p. 23.
- (3) cf., M. C. Cross · *ibid.*, p. 227, 236.

この類型にはその他にチェリントンの体系も属すと考えられる。彼の体系は、1. 単純形態——①個人企業, ②パートナーシップ, ③ジョイント・ストック・カンパニィ, ④マサチューセッツ・トラスト, ⑤コーポレーション, 2. 複合形態——①トレイド・アソシエーション, ②タシット・アンドスタンディング, ③カルテル, ④リース, ⑤トラスト, ⑥持株会社, ⑦マージャーとコンソリデーション, となっている (cf., H. V. Cherrington · Business Organization and Finance, Ronald Press, 1948)。この体系も企業形態選択の資料提供のために立てられたもので、ここでは各形態が特に企業金融との関係で分類されている。

①—2 資本構造を個別資本の形成に際しての出資の結合形態とみなすタイプ

(i) 個別形態に重点を置くもの

この特徴をもつ体系の中で最も素朴な体裁をなすものとして中西寅雄氏のものがあり、次のようになっている。⁽¹⁾

1. 経営形態

- ① マニュファクチュア
- ② 工場

2. 企業形態

- ① 個人企業
- ② 共同企業

(i) 組合, (ii) 合名会社, (iii) 合資会社

- ③ 株式会社

④ 個別資本相互の結合形態

(i)カルテル, (ii)トラスト, (iii)コンツェルン

体系中に見られる「経営形態」は「労働過程の組織」を「労働用具を徴表として」区分したものである。これは中西氏の体系の上で中心的位置を占める「企業形態」に対する補足的な意味を持つものと考えられる。⁽³⁾

ここで言う企業形態とは個別資本の形態であり、それは「諸個人の資本の結合体」としてとらえられている。しかもそれは「資本の価値増殖上の機能的単位体」とされている。⁽⁵⁾ 氏の体系はこの「結合体」の、資本規模の増大を契機とする発展にそって構成されている。ただしこの体系では個人企業から株式会社に至る過程に重点があり、企業結合形態にはまだ付随的な位置づけがなされているにすぎない。また、「公企業」は利潤獲得を直接の目的としないという理由で企業とはみなされず、⁽⁶⁾ 体系上にも現われていない。

- (1) 中西寅雄・経営経済学, 日本評論社, 昭和6年, 第二章および第六章参照。
- (2) 中西寅雄・前掲書, 89~90頁参照。
- (3) 氏の立場からは経営は超歴史的自然的過程であり、この限りにおいては経済学の対象ではない。しかし経営は企業の基礎であり企業を条件づけるものであるがゆえに取り上げられている(中西寅雄・前掲書, 89頁参照)。経営形態は「個別資本の生産過程」の問題として論じられている。
- (4) 中西寅雄・前掲書, 445頁。
- (5) 中西寅雄・前掲書, 69頁。
- (6) 中西寅雄・前掲書, 74頁参照。

なお、この類型に属するもので、中西氏の体系を発展させたと思われるものとして馬場克三氏の体系を挙げることができよう。それは、1.経営形態——①単純協業, ②マニユファクチュア, ③機械制大工業, 2.企業形態——①個人企業, ②合名会社, ③合資会社, ④株式会社, ⑤独占組織(私的独占), ⑥公企業(国家独占), となっている。⁽¹⁾

この体系上の「経営形態」は「経営内の技術的分業を中心として」とらえた「労働の結合様式」を内容としている。⁽²⁾ 他方「企業形態」は資本同士

が結合する際そこに企業としての「単一意志」を形成するための「結合資本間の支配従属の種々なる定型」を意味する。⁽³⁾氏の体系はこれら兩者の統合によって成立するものではあるが、前者は事実上生産過程に関する構造分析をその内容としているため、氏の体系上、個別資本の基礎構造としてより重点が置かれているのは後者であると思われる。ここでは中西氏の体系には見られなかった公企業も、私的独占に対する国家独占としての意味づけをもって登場している。

- (1) 馬場克三・経営経済学，税務経理協会，昭和42年，並びに個別資本と経営技術，有斐閣，昭和41年，第六章，および経営学概論，有斐閣，昭和44年，第2～3章参照。
- (2) 馬場克三・経営経済学，33並びに35頁参照。
- (3) 馬場克三・経営経済学，165頁参照。

(ii) 企業結合形態に重点を置くもの

この類型の例としては儀我社一郎氏⁽¹⁾のものが挙げられよう。氏の体系は次のようになっていると考えられる。

1. 私企業形態

① 個人企業と会社企業

- (i) 個人企業
- (ii) 合名会社
- (iii) 合資会社
- (iv) 株式合資会社
- (v) 株式会社

② 企業集中形態（含国際的企業集中形態）

- (i) カルテル
- (ii) トラスト
- (iii) コンビネーション（またはコンビナート）
- (iv) コングロマリット
- (v) コンツェルン

2. 公企業形態

- ① 国営企業
- ② 公営企業

3. 協同組合

- ① 生産者協同組合
- ② 消費者協同組合

この体系は前出の中西氏や馬場氏の体系の基本的性格を継承しながら、特に企業集中形態に重点を置いて拡大・発展させたものと言えよう。儀我氏の説では社会経済学的な視点からの分析が比較的強く出ているため、体系上、私企業、公企業、協同組合を対比する構図も見られる。しかし眼目はやはり私企業にあり、これを「組織形態」（個人企業と会社企業）と企業集中形態に大別したうえで国際的な企業集中形態をも含む後者に重点が置かれている。これは特に第二次大戦後の独占の進展、国際関係の緊密化を反映したものと⁽²⁾言えよう。

- (1) 儀我壮一郎，林昭・現代の企業形態，世界書院，昭和41年。上林貞治郎，井上清，儀我壮一郎共著・現代企業形態論，ミネルヴァ書房，昭和42年，第四章。儀我壮一郎編・企業形態，法学書院，昭和51年，はしがきおよび第1章第1～2節参照。

なお、氏の体系には社会主義企業も含まれているが、われわれが当面問題としているのは資本主義企業であるため、その部分のみ取り上げた。ちなみに社会主義企業は社会主義国営企業と社会主義協同組合に大別されている（儀我壮一郎編・前掲書，14頁参照）。

- (2) 上林貞治郎，井上清，儀我壮一郎共著・前掲書，はしがき，および井上清，儀我壮一郎編著・転換期の「多国籍企業」，ミネルヴァ書房，1977年，1～2頁参照。

（補論）

経営形態を資本構造の面からのみとらえるのは一面的であり、運営構造の分析を資本構造の分析とは別に行う必要があるとする説がある。そのためこの説では資本構造と運営構造が別々に分類され、しかも双方とも他方

に付随しているわけではない。この例は小高泰雄氏のものに見られ、その体系は大略下記のようになっている。⁽¹⁾

1. 企業資本構造形態

- ① 調達資本の額による分類
- ② 資本所有者の法的地位と数による分類
- ③ 資本調達の目的の違いによる分類
- ④ 資本運用の管理を基準とした分類

2. 経営組織形態

- ① 経営給付の性質を基準とした分類
- ② 管理職能構造の特質による分類
- ③ 経営職能統制のための組織化の諸形態 (企業結合形態)

この体系中の企業資本構造形態は「資本結集の状態を指すものであり」⁽²⁾、経営組織形態は「企業目的を実現する為の計画的秩序の人間活動の体系」⁽³⁾である。後者をさらに言い換えればそれは生産過程における職能構造を指す⁽⁴⁾。

小高氏は経営経済学を実践的な生産の学とする立場に立ち、企業の本質を資本計算に求めて、それを規定する諸条件を企業形態の分類基準としている。分類視角が多岐にわたっているのもその故であろう。

この体系上の管理職能構造の分類や、企業結合形態を経営職能統制の形態とした分類は次に述べる運営構造論型の体系を構成する要素と共通性をもっており、その意味で氏の体系は資本構造論型と運営構造論型の中間的性格をもつものと言えよう。

- (1) 小高泰雄・増訂経営経済学総論，泉文堂，昭和26年，81～82頁ならびに139～183頁参照。
- (2) 小高泰雄・前掲書，81頁。
- (3) 小高泰雄・前掲書，44頁。
- (4) 小高泰雄・前掲書，108頁参照。
- (5) 小高泰雄・前掲書，10頁および15頁参照。
- (6) 小高泰雄・前掲書，27頁参照。

② 運営構造論型の体系

資本構造論型の体系が企業の呈する諸現象の最も基礎的な相違を資本構造の違いに求めて構成されているのに対し、運営構造論型の体系は資本構造をふまえながらも、より具体的な運営面の構造を第一義的なものとし、その違いに基づいて構成されていると言えよう。この類型に属する体系は運営の内容の違いによって、(i)生産過程の構造に着目するもの、(ii)運営全般に見られる資本主義的性格の濃淡に着目するもの、(iii)企業運営と出資者との人的関係の稀薄化に着目するもの、の三者に分けることができる。これらの特徴を概観してみると、(i)は生産過程を形成する人的・物的諸要素の統一体の形式を経営形態とみなし、この統一体を構成する諸要素の量的・質の違いにそって経営形態の違いをとらえようとするものである。(ii)は運営全般の違いを主として経営の外的環境に規定されたものとし、特に運営上に現われる資本主義的性格の濃淡に従って経営形態を分類しようとするものである。これに対して、(iii)は経営の内的な自己発展に目を向け、その論理に基づいて経営形態を区分するものである。すなわち、企業における出資者の増大ということを基礎的認識としたうえで、そこに生ずる企業運営と出資者との人的関係の稀薄化にそって経営形態を分類するものである。これは特に経営者機能の発展に着目したものと見えよう。ここではもはや生産過程の構造の相違や資本主義的性格の濃淡は第一義性を失っている。

以下、これら三類型を、具体例を挙げながらより詳しく考察してみよう。

②-1 生産過程の構造の違いにそって構成された体系

この特徴をもった体系はニックリッシュのものに見られ、それは次のようになっている。⁽¹⁾

1. 内的形成力の作用 (die Wirkung der inneren Formungskräfte) に基づく形態

- ① 大規模な設備 (Anlagen) と比較的少人数の人間 (Menschen) か

ら成る経営

② わずかの設備と多数の人間から成る経営

2. 経営の独立性 (Selbständigkeit) の形態

① 個人経営者 (Einzelwirtschafter)

② 共同企業 (Gesellschaft)

③ 社団 (Verein)

④ 公企業 (öffentliche Unternehmung)

ニックリッシュのとらえる経営は、⁽²⁾ 設定した目的の遂行に努力する人間の関与のもとで一定の諸法則にしたがって動く、企業内の個々の資産価値の⁽³⁾ 不断の運行を意味している。そして経営形態はこの運行に関与する人間や諸資産の量的・質的相違によって⁽⁴⁾ 区分されている。これは彼の体系の前半に表わされている。体系の後半はこの運行に影響を及ぼす法律諸形態の考察を内容としたのであるため、ニックリッシュによる経営形態分類の特徴は体系の前半に現われていると考えられ、それは生産過程の構造としての特徴をもつものと言えよう。

(1) Vgl., H. Nicklisch · Die Betriebswirtschaft, 7. Auflage der Wirtschaftlichen Betriebslehre, Stuttgart, 1929, S. 187 u. S. 202~203.

(2) 通例、ニックリッシュの唱えた経営概念は三段階の変遷をとげたとされているようである。第一段階は「一般商事経営学」(1912)によるものであるが、しかしこの段階ではまだ不明確であったとされている。第二段階は「経済的経営学」(1921)によるもので、ここでは経営が「労働場所において、道具と材料を備えて、欲望充足のために設定した目的実現のために活動している人間」とされた (H. Nicklisch · Wirtschaftliche Betriebslehre, S. 36.)。第三段階は「経営経済」(1929~1932)におけるもので、ここでも基本的には第二段階の概念がそのまま踏襲されているが、この段階に至って、価値循環を本質とすることが明確にされた (Vgl., F. Schönplflug · Betriebswirtschaftslehre, Poeschel Verlag, 1933, S. 172~174. 古林喜楽監修, 大橋昭一, 奥田幸助訳・シェーンブルーク経営経済学, 有斐閣, 昭和45年, 154~156頁。および大橋昭一・ドイツ経営共同体論史, 中央経済社, 昭和46年, 230~231頁参照)。

(3) Vgl., F. Schönplflug · a. a. O., S. 172, 古林喜楽監修・前掲邦訳, 154頁参照。

(4) 経営の内的形成力となる諸要素とは④経営の課題, ⑤経営内の装置に内在す

る技術的可能性、©経営内の資本諸関係、経営指導者の性格などである (Vgl., H. Nicklisch・Die Betriebswirtschaft, S. 187~188)。

②—2 運営全般の資本主義的性格の濃淡にそって構成された体系

この類型に属するものの中でも、社会的環境や歴史的基盤の違いに起因する、経営の社会的需要充足機能の違いにそって構成されたものに、栗田真造氏の体系があり、下記のようになっている。⁽¹⁾

1. 家業

- ① 単独形態
- ② 複合形態 (家業集団) = 協同組合

2. 企業

- ① 単独形態
- ② 複合形態 (企業集団) = 独占集中形態

3. 公業

- ① 外資本主義的経営 (現在の姿)、後資本主義的経営 (将来的な姿)

この体系は経営学の研究対象として企業 (= 資本主義的経営) を偏重しないこと、また経営の拠って立つ歴史的基盤や社会的環境の違いに着目することを基本的方法として立てられている。この方法に従って経営を分類すると、それはまず資本主義的経営 (= 企業) と非資本主義的経営に分けられる。さらに、歴史的基盤や社会的環境の違いを考慮すると後者は家業と公業に分けられる。⁽²⁾ 両者を歴史的発展順序に従って位置づけると、家業は「前資本主義的経営」であり、公業は「後資本主義的経営」である。⁽³⁾ したがって、家業→企業→公業という氏の体系の枠組は、資本主義に適應する経営を企業とし、その対局的存在を家業と公業でもって表わしたうえ⁽⁴⁾で、これらを歴史的発展順序に従って構成したものである。⁽⁵⁾ なお念のために付け加えれば、家業、企業、公業という分類は国民経済の構成要素の分析としてではなく、経営の運営原理、経営の果たす機能の違いを経営自身の立場で分析したものである。

- (1) 栗田真造・経営構造の類型的研究, 改訂増補版, 森山書店, 昭和51年参照。
- (2) 栗田真造・前掲書, 序文および254~255頁参照。
- (3) 栗田真造・前掲書, 255頁参照。
- (4) 栗田真造・前掲書, 127および157頁参照。
- (5) 栗田真造・前掲書, 157および255頁参照。

栗田氏は経営の基本類型を指定するために, 次に挙げるグーテンベルクの所説も参考している(栗田真造・前掲書, 第三章参照)。

- (6) 栗田真造・前掲書, 127頁参照。

運営全般の資本主義的性格の濃淡にそって構成されるという特徴をもつ体系のもう一つのタイプとしてグーテンベルクのものを挙げることができよう。それは次のようになっていると考えられる。⁽¹⁾

1. 需給の調和に関する原理を基準として

- ① 市場経済的経営 (marktwirtschaftliche Betriebe)
- ② 中間形態 (Zwischentyp)
- ③ 中央管理経済的経営 (zentral-verwaltungswirtschaftliche Betriebe)

2. 経営意志形成の担い手の相違を基準として

- ① 単独決定 (Alleinbestimmung) による経営
 - (i) 企業者経営 (Unternehmerbetriebe) = 単極経営
 - (ii) 経営者経営 (Geschäftsführerbetriebe) = 複極経営
- ② 共同決定 (Mitbestimmung) による経営
 - (i) 従業員 (Belegschaft) の参加する経営
 - (ii) 公共的利益 (öffentliches Interesse) の代表者の参加する経営
 - (iii) 計画機関 (Planungsinstanzen) の参加する経営

グーテンベルクによれば経営形態の特徴は「体制関連的事実」によって決定される。そして体制関連的事実は次の三つの範疇でとらえられている。それは, ④国家など何らかの上位機関から独立しているかどうかということ, ⑤経営がどのような規準に従って活動するかということ, ⑥経営の意志形成に参加する者は誰かということ, である。⁽²⁾ これらのうち④と⑤

はいわば経営の指導原理で、経営の基本方針を決定する原理を意味する⁽³⁾。この原理の違いによって構成されているのが体系の前半である。他方、㉔は経営の指導者に関するもので、言い換えれば経営の意志形成への参加者の考察である。体系の後半はこれの違いによって構成されている。

経営形態に関するグーテンベルクの説は企業（資本主義的経営）の本質規定をすることを目的として、その決定要因を考察する形で展開されている⁽⁴⁾。まず体系の前半に関して言えば、市場経済的経営が本来的な企業のとるべき姿であり、逆に中央管理経済的経営はこれと対極的な性格をもつものを示す。体系の後半に関しても同じく単独決定経営（厳密にはこのうちの単極経営）が本来的企業のとるべき姿であり、計画機関の参加する経営はこれと対極的な位置にある。したがって企業は本来「市場経済的経営」であって、しかも「単独決定経営」としての特徴をもつものであることをこの体系は示している⁽⁵⁾。

- (1) Vgl., E. Gutenberg · Grundlagen der Betriebswirtschaftslehre, Bd. 1, 2. Aufl., 1955, 3. Teil. 溝口一雄, 高田 馨訳・経営経済学原理, 第1巻, 千倉書房, 昭和32年, 第3部参照。
- (2) 万仲脩一・「グーテンベルクの経営類型論」, 商大論集, 神戸商科大学, 第28巻第2号, 昭和51年, 17頁参照。
- (3) Vgl., E. Gutenberg · Einführung in die Betriebswirtschaftslehre, 1958年, S. 187. 池内信行監訳・グーテンベルク経営経済学入門, 千倉書房, 昭和39年, 274頁参照。
- (4) Vgl., E. Gutenberg · Grundlagen, S. 383. 溝口, 高田訳・前掲邦訳, 398頁参照。
- (5) Vgl., E. Gutenberg · Grundlagen, S. 378~379 u. S. 382. 溝口, 高田訳・前掲邦訳, 393頁および396~398頁参照。

②—3 企業経営と出資者との人的関係の稀薄化にそって構成された体系

前出の②—2 類型では企業経営の構造が主として企業の外的環境から規定されるという認識が前提となっていた。それに対してこの②—3 類型で

は企業経営の構造が企業の内的な自己発展の論理によってとらえられていると考えられる。しかもそれが特に管理機能の発展と結びつけて考察されていると言えよう。具体的に言えば、企業における出資者数の増大に伴って、すべての出資者が一様に企業経営に関与することは不可能となり、これが同時に専門的な管理機能の発展を促すという論理が基礎になっていると考えられる。

この類型に属する諸体系は企業経営と出資者との人的関係の稀薄化をどのレベルでとらえるかによって、さらに二つのグループに分けることができる。一つは法律上の形式面でとらえるものであり、他方は法律形式の枠を越えて実質的な意味での稀薄化をとらえようとするものである。

(i) 法律上の形式においてとらえるタイプ

「稀薄化」を法律上の形式においてとらえるというのは、たとえば取締役会の有無等に見られる企業内の機関の発展に着目し、これによって「稀薄化」の度合を判定しようとするものである。この例はフィントアイゼン⁽¹⁾の体系に見られ次のようになっている。

1. 個人企業 (Einzelunternehmung)
2. 人的<労働の>結合 (Personen = <Arbeits = > vereinigungen)
 - ①匿名会社 (stille Gesellschaft), ②合名会社 (offene Handelsgesellschaft), ③合資会社 (Kommanditgesellschaft), ④協同組合 (Genossenschaft)
3. 資本的結合 (Kapitalvereinigungen)
 - ①株式会社 (A. G.), ②株式合資会社 (Kommanditgesellschaft auf Aktien), ③鉱山会社 (Gewerkschaft), ④有限責任会社 (G. m. b. H.), ⑤有限責任会社合資組織 (G. m. b. H. & Co.), ⑥植民会社 (Kolonialgesellschaft)
4. 公企業 (öffentliche Unternehmung)
5. 上位形態 (Überformen)
 - ①職能結合 (Funktionsvereinigungen)——シンジケート (Syndi-

kat), 自己保証的組合 (Selbstversicherungsgesellschaft), カルテル (Kartell), ②経営の結合 (Betriebszusammenfassungen),——利益共同体 (Interessengemeinschaft), 持株会社 (Kontrollgesellschaft), フジョーン (Fusion)

この体系は経営の収益性に対して各法律形態がそれぞれどのような影響を及ぼすかを考察するためのものであるが、「稀薄化」の進展を段階的にとらえることは強く意識されていない。そのためここでは法律形式がまだ尊重され、それらが「稀薄化」の比較的進展していないもの（人的結合）と進展しているもの（資本的結合）とにグループ分けされているにすぎない。各グループ内では最も典型的なものが先に配置されている。また、この体系では企業結合形態も資本構造面からではなく運営構造面からとらえられていることがうかがえる。なおこの体系と基本的性格を同じくするものとしてメレロヴィッツの体系を挙げることでできよう。⁽²⁾

(1) Vgl., F. Findeisen・Die Unternehmungsformen als Rentabilitätsfaktor, Berlin, 1924.

(2) メレロヴィッツの体系は大略次ようになっており、特にこの中の「企業」の分類にフィントアイゼンとの共通性が見られる。〔1〕基礎形態, 1. 営利経済的経営(=企業), ①個人企業, ②会社企業, (i)人的会社——合名会社, 合資会社, 匿名会社, (ii)資本公司——株式会社, 株式合資会社, 有限責任会社など, 2. 協同組合的経営, 3. 共同経済的経営, 〔2〕集中形態, 1. カルテル, 2. 利益共同体, 3. コンツェルンなど (Vgl., K. Mellerowicz・Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, 11. Aufl., Berlin, 1961, Kapitel III)。

(ii) 実質的な内容を重視してとらえるタイプ

企業経営と出資者との人的関係の稀薄化を実質的な内容を重視してとらえるというのは、たとえば、形式としての株式会社にも実質的には個人企業的なものから資本公司的なものまでの広がりがあることを指摘し、法律形態とは別に実質的「稀薄化」にそった形態区分をしようとするものである。この類型に含まれる諸体系のそれぞれの特徴をより明確にする意味でそれらを下記の三つのグループに分けて考察してみよう。

- a. 私企業に重点を置き、管理構造の発展段階を区分しようとする体系
- b. 管理構造面における、私企業、公企業、協同組合の接近・同質化を分析する体系
- c. 管理構造を抽離し、その自律化にそって構成された体系

これらのうち、まずaの特徴を持つ体系は増地庸治郎氏のものに見られ、それは次のようになっている⁽¹⁾。

1. 私企業

- ① 単独企業
- ② 第一種少数集団企業
- ③ 第二種少数集団企業
- ④ 営利的多数集団企業
- ⑤ 非営利的多数集団企業=協同組合

2. 公企業

3. 公私合同企業

体系上の名称から、この体系は出資者の量的差異をふまえたものであることがうかがえる。しかしここでは出資者の単なる量的区分に止まらず、その量的差異が企業経営上に質的差異を生ぜしめることに目が向けられている。すなわち出資者の増大に伴って所有と経営および支配が分離してゆき、それと並行して経営者職能の発展が見られるとするものである⁽²⁾。体系上の「私企業」の区分は単独企業から多数集団企業へと、この事態が進展していることを段階的に表わしている。また、体系上の枠組としては一応私企業、公企業、公私合同企業が対比される体裁をとってはいるが、氏の「企業形態論」は実質的には私企業を対象としたものであると考えられる。

なお、増地氏のもの用語上の差異はあるものの、氏の体系の流れをくみ、これと基本的方法を同じくしていると思われるものとして⁽⁴⁾、国弘員人⁽⁵⁾、占部都美⁽⁶⁾の両氏の体系を挙げることができよう。

(1) 増地庸治郎・新訂企業形態論、千倉書房、昭和13年参照。

- (2) 増地庸治郎・前掲書, 44頁参照。
- (3) 占部都美・経営形態論, 白桃書房, 昭和56年, 53~54頁参照。
- (4) 増地昭男・「企業形態論の経営学」, 経済学部論集, 成蹊大学, 第10巻第1号, 1979年10月, 48頁参照。なお, 増地庸治郎氏が「人的会社」, 「資本公司」という用語を用いないのはこれらが各々「人のみの結合」, 「資本のみの結合」であるかの如き誤解を招き易く, 単独企業以外の企業がいずれも「資本を拠出する人々の結合である」ことを正確に表現しえないからだとしている(増地庸治郎, 吉田良三, 太田哲三著・経営経済学, 改造社, 昭和4年, 90頁参照)。
- (5) 国弘氏のもは大略次のようになっている。1. 企業形態, ①個人企業, ②人的集団企業, ③混合的集団企業, ④資本的集団企業, 2. 企業の結合形態, ①企業合同, ②カルテル(プール), ③トラスト, ④コンツェルン(持株会社), 3. 公有公営事業(含公私協同事業), 4. 協同組合, (国弘員人・企業形態論, 泉文堂, 昭31年参照)。「企業形態」の部分に増地氏の体系との類似がうかがえる。企業の結合形態が明記されている点は増地氏の体系には無かったものである。
- (6) 占部氏の体系は大略次のようになっているものと思われる。1. 企業形態, ①個人企業, ②人的集団企業, ③混合的集団企業, ④資本的集団企業, 2. 企業集中形態, ①カルテル, ②企業合同, ③コンツェルン, ④企業集団, (占部都美・前掲書参照)。「企業形態」の分類に, 増地, 国弘両氏との類似性が表われている。なお占部氏の「企業形態論」(昭和44年)においては公企業や協同組合が体系の末尾に位置していたが「経営形態論」(昭和56年)では旧来の地位を失っており, 氏の体系上でこれらの地位が低下しつつあることがうかがえる。

次にbの特徴をもつものとして山城章氏の体系を挙げることができよう。それは大略次のようになっている。⁽¹⁾

1. 私企業

- ① 生業・家業
- ② 企業

(i) 人的私企業, (ii) 資本的私企業, (iii) 現代企業

2. 公私中間形態

- ① 混合企業
- ② 管理・統制企業

3. 公企業

- ① 純行政経営

② 非従属的公企業

③ 独立的公企業

④ 自主的公企業

4. 協同組合

協同組合員と作業管理者との分離が明瞭化し、専門技能者・専門管理者の採用が進む

この体系が立てられる基礎には、今日「事業がマネジメントという機能のプロフェッショナルによって担当されざるをえなくなりつつあるのが、私企業・公企業・協同組合のすべてにとって共通の動向である⁽²⁾」という認識がある。たとえば体系中の私企業のカテゴリは、企業における資本家的支配の後退と並行したプロ経営者による「経営体」への接近が示されており、また公企業のカテゴリは公企業において政治・行政・財政と経営の分離が進展し、私企業同様プロ経営者による「経営体」への接近が見られることを示している。これが氏の言う「経営自主化の原理」であり、氏によれば私企業も公企業も協同組合もみなこの原理に支配されている。氏の体系はこの論理に基づくものである。したがって、私企業、公私中間形態、公企業、協同組合が体系の枠組を成す体裁をとってはいるが、氏の意図はこれら四者を対比することにはなく、「経営自主化の原理」をこれら四者において別々に検証することにあると言えよう。

(1) 山城 章・増訂経営学要論、白桃書房、昭和48年、第2編、および経営学原理、白桃書房、昭和56年、第2編参照。

(2) 山城 章・増訂経営学要論、63頁参照。

(3) 山城 章・増訂経営学要論、62頁参照。

最後に、cの特徴を持つ体系の例としては山本安次郎氏のを挙げることができ、それは大略次のようになっている⁽¹⁾。

1. 事業

① 事業 (広義の産業) 分類

② 工業の分類

2. 企業

① 単純企業

(i) 私企業, (ii) 公企業

② 複合企業

(i) 公私混合企業, (ii) 公私統一企業

3. 経営

① 単独経営

(i) 資本家的 (資本主義), (ii) 経営者的 (経営主義), (iii) 労働者的 (社会主義)

② 共同経営

(i) 資本的——②相互的, ③支配的, (ii) 労使的 (ドイツ共同決定経営)

山本氏による経営形態の分析は「management analysis」としての経営分析の一環であり、分析の観点⁽²⁾は経営の「主体性」にある⁽³⁾。この観点から、人的および物的諸要素の結合体系としての経営構造を分析するとき、それはまず客体的要素としての「事業」と主体的要素に分けられ、後者はさらに「企業」と「経営」とに分けられる⁽⁴⁾。企業は資本所有に基づく「意志主体」であり、経営は資本運営の職能に基づく「行為主体」である⁽⁵⁾。経営構造をこれら三つの構成要素に分けることは山本氏の経営構造分析においては「主体性」要素を抽離する意味を持っていると言えよう。氏の体系上の事業、企業、経営はこのような分析にもとづくものと考えられる。

次に、主体的要素としての企業と経営の関係について氏は「所有と経営の分離」の観点から更に分析を進める。所有と経営の分離が出資者間の分離としての「形式的分離」の段階では企業が経営を凌駕しているが、出資にもとづかない専門的経営者が現われる「実質的分離」の段階では、逆に経営が企業を凌駕し、企業を内包して自律性を強化する⁽⁷⁾。言い換えれば、出資にもとづく意志主体がしだいに無機能化するのに対して、行為主体としての経営が自己の機能を強化して前面に出てくる⁽⁸⁾。山本氏によれば、そ

もそも経営構造においては人間労働こそ責極的・創造的要素であり、自然や資本は単なる消極的要素にすぎない⁽⁹⁾。したがって氏の立場からは経営構造の三要素中で客体的要素よりも主体的要素が重視され、しかも行為主体としての経営が中心的地位を占めることになる。このように、氏の経営構造分析は常に「主体性」の観点から行われる。そのため体系上では主体的要素がまず抽離され、その自律性の如何にそった構成がなされている。

- (1) 山本安次郎・増補経営学要論, ミネルヴァ書房, 昭和45年, 第三章参照。
- (2) 山本安次郎・前掲書, 47頁参照。
- (3) 山本安次郎・前掲書, 50頁参照。
- (4) 山本安次郎・前掲書, 49頁参照。
- (5) 山本安次郎・前掲書, 77頁および87~88頁参照。
- (6) 山本安次郎・経営学の基礎理論, ミネルヴァ書房, 昭和44年, 191頁参照。
- (7) 山本安次郎・経営学の基礎理論, 166頁参照。
- (8) 山本安次郎・増補経営学要論, 77頁参照。
- (9) 山本安次郎・増補経営学要論, 93頁参照。

おわりに

われわれは、経営形態を最も基礎的に規定しているのは所有の形態であると考え、これに対する考察視点の相違から従来の経営形態に関する研究を、法律学的立場に立つもの、経済学的立場に立つもの、経営学的立場に立つもの、に分類した。そして各々の立場にはそれぞれ個有の体系構成があることを見てきた。これによって、経営学的立場に立つ体系がどのような学問的累積の上に構築され、何を特徴としているかを概観することができた。

次に経営学的立場に立つ体系は資本構造論型の体系と運営構造論型の体系に大別できることがわかった。このことは資本構造と運営構造が、経営形態把握のうえで不可欠の要素であることを示唆するものであると考えられ、今後経営形態論を構築するうえでの重要なヒントになるものと思われる。

(本論文の作成にあたって、私の恩師であり、神戸大学名誉教授・本学教授で経営学博士の稲葉 襄先生から一方ならぬご指導をいただいたことに心から感謝申し上げたい。)